

岡山市

要配慮者利用施設の

避難確保計画作成に係る講習会

■本日のスケジュール

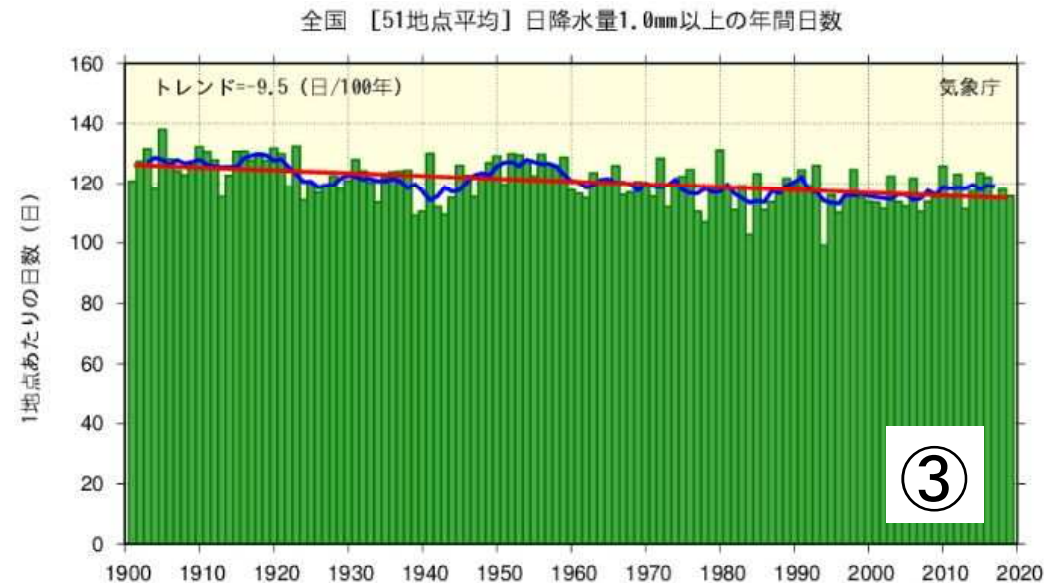
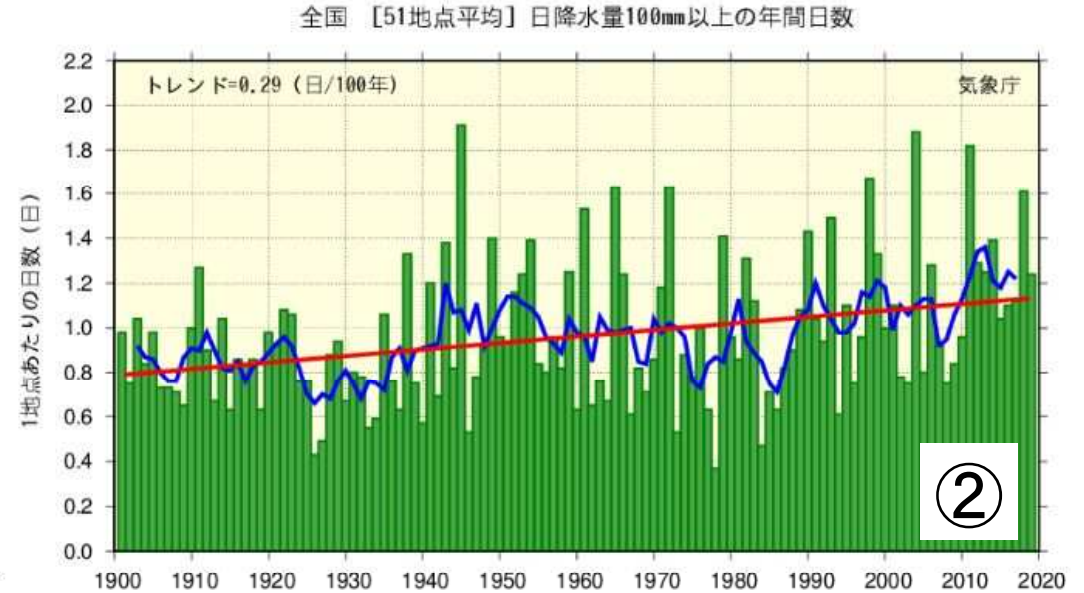
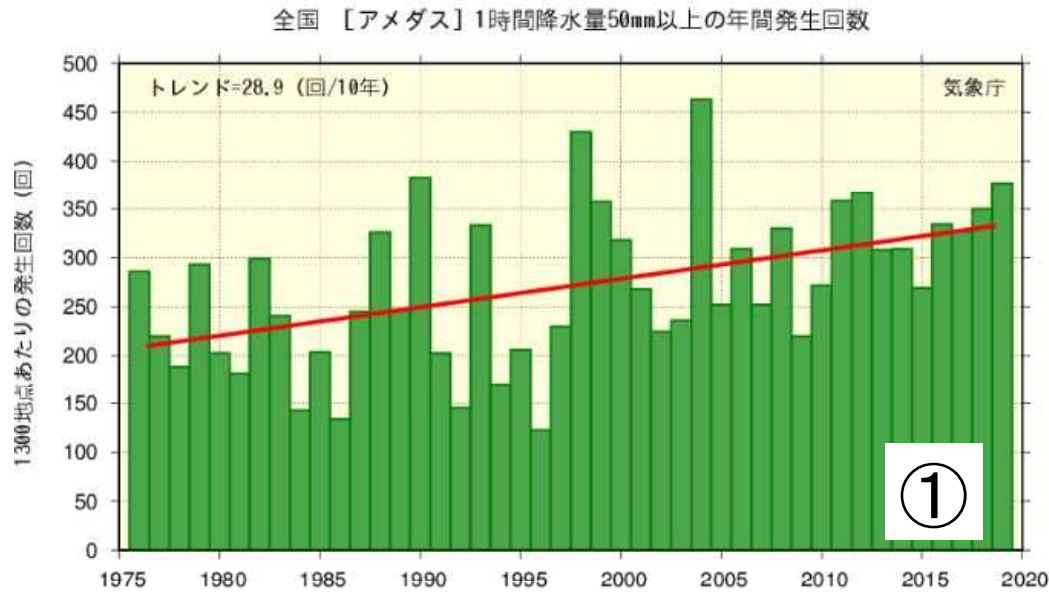
講習会内容	時間配分	
	講演	累計
I. 講習会の開催目的及び避難確保計画作成の必要性について	10分	10分
II. 避難確保計画作成		
1. 計画の目的 ～ 4. 防災体制(活動体制)	50分	60分
休憩	10分	70分
5. 情報収集・伝達 ～ 別表・自衛水防組織装備品リスト	45分	115分
III. 今後の予定	5分	120分

●講習会の開催目的及び 避難確保計画作成の必要性について

1. 風水害による被害の頻発

◇近年、「非常に激しい雨」や「大雨」の頻度は増加傾向にあります。【①・②】

◇年間の降雨日数は減少傾向にあり、気候の変化によるリスクの高まりが懸念されます。【③】



①

1時間50mm以上の激しい雨の
年間発生回数 (1976年～)

②

1日に100mm以上の大雨の
年間日数 (1900年～)

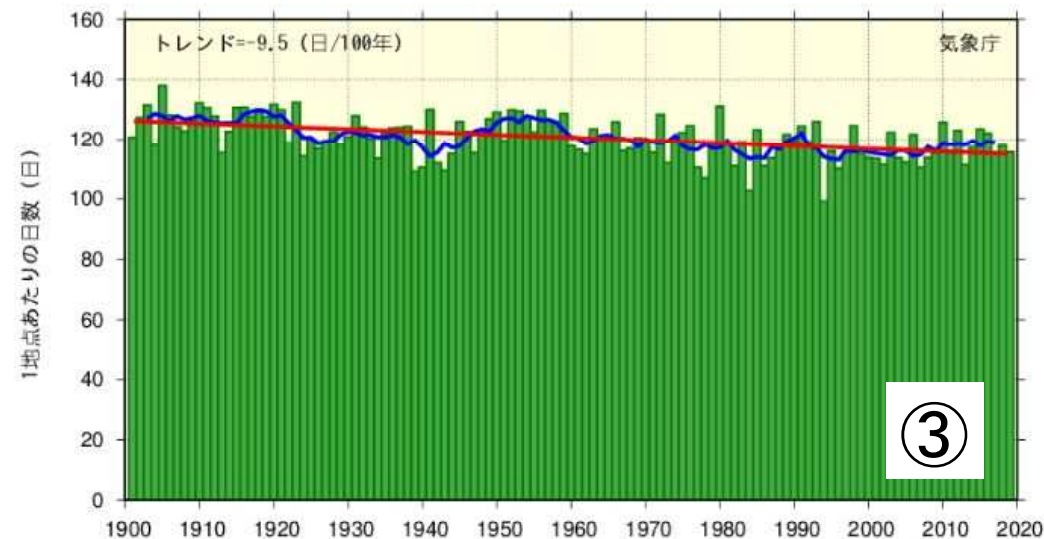
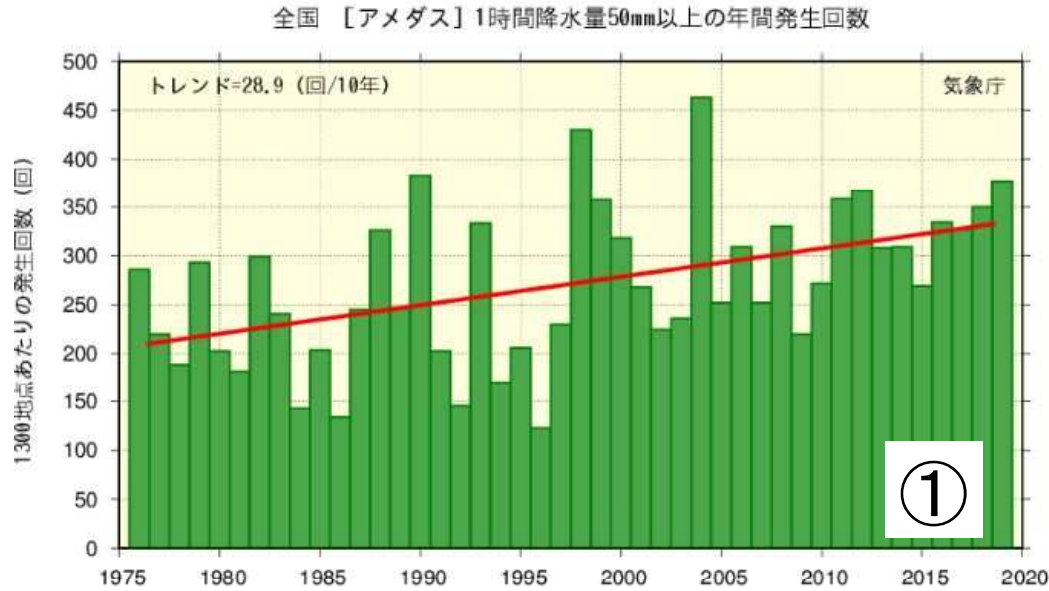
③

年間の降雨日数(日降水量1mm以上)
(1900年～)

1. 風水害による被害の頻発

◇近年、「非常に激しい雨」や「大雨」の頻度は増加

◇年間の降雨日数は減少傾向にあり、気候の変化



1時間50mm以上の激しい雨って…？

滝のように（ゴーゴーと）降る雨



水しぶきであたり一面が白っぽくなり
視界が悪くなる

①

1時間50mm以上の激しい雨の
年間発生回数（1976年～）

②

1日に100mm以上の大雨の
年間日数（1900年～）

③

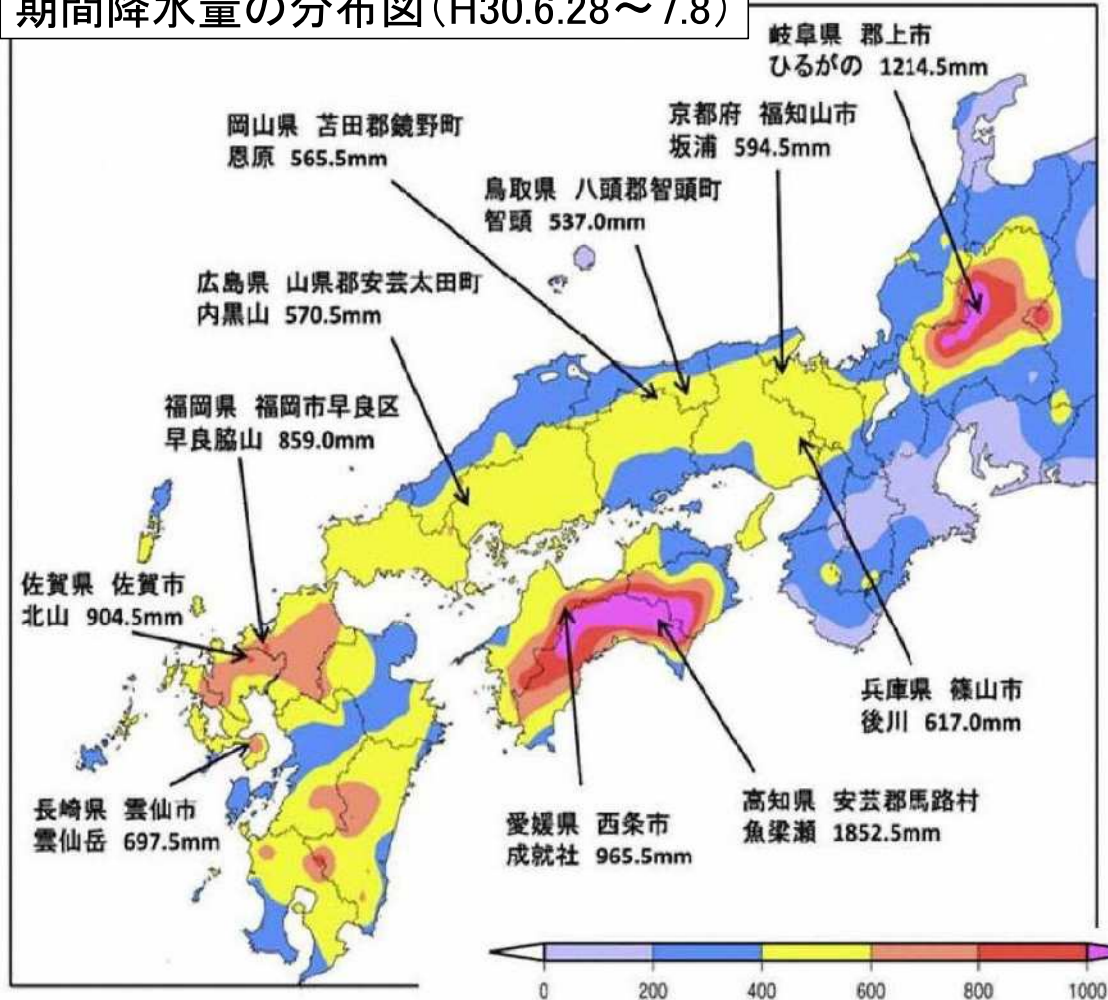
年間の降雨日数(日降水量1mm以上)
（1900年～）

1. 風水害による被害の頻発

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

- ◇西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨
- ◇期間中の総降水量は四国地方で1,800mm超

期間降水量の分布図(H30.6.28~7.8)



気象庁資料

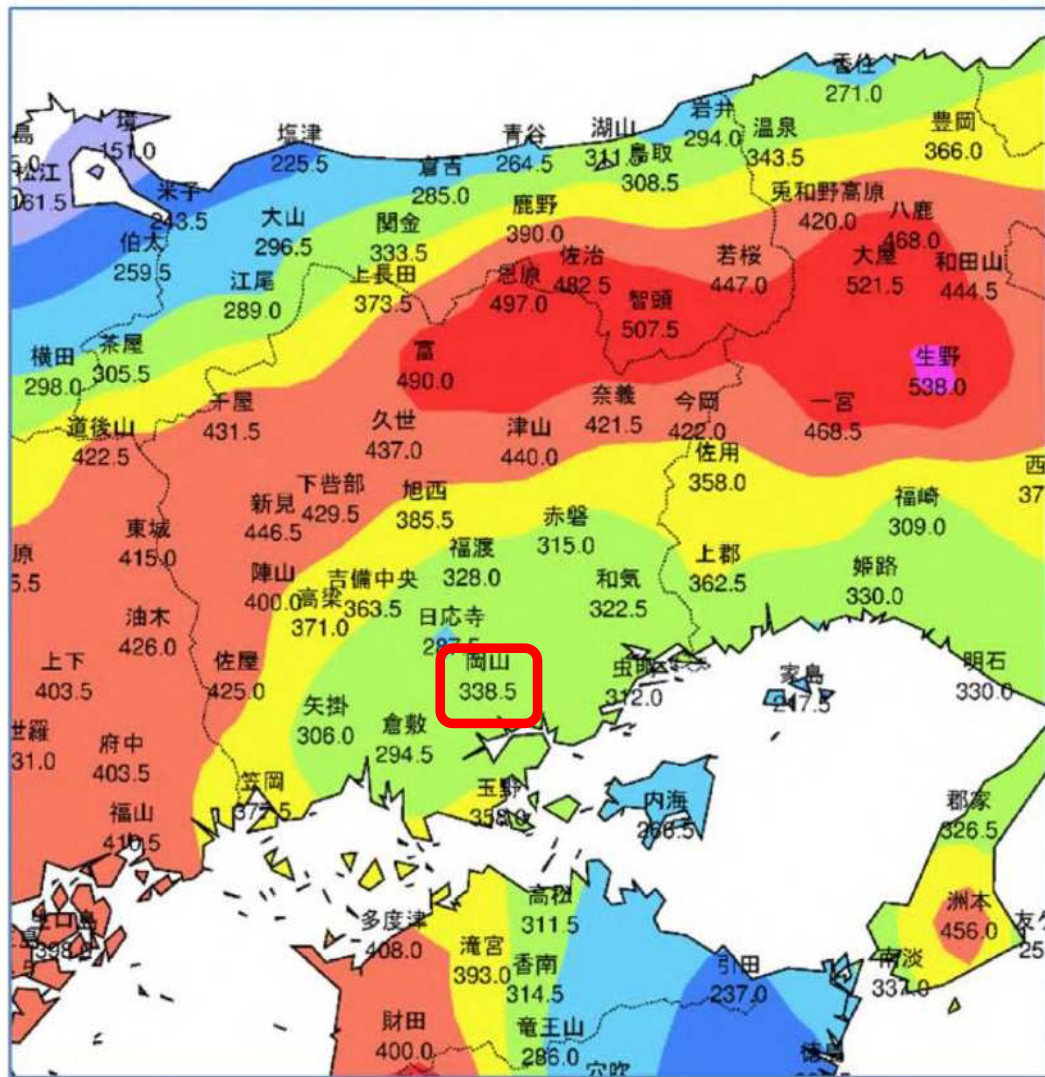


写真: 中国地方整備局

1. 風水害による被害の頻発

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

○アメダス期間降水量(7月3日00時～8日24時)



気象庁資料

◇岡山市(岡山)の期間合計(7/3~7/8)の降水量は338.5mmでした。

◇岡山市での建物被害は、「全壊13棟」、「大規模半壊95棟」、「半壊1,096棟」、「一部損壊4,974棟」となり、広い範囲で被害が発生しています。

(平成31年2月22日現在)



写真：岡山市

1. 風水害による被害の頻発

写真:国土交通省

令和4年 8月豪雨

山形県大江町 最上川溢水



令和3年 7月豪雨

広島県三原市 沼田川破堤



令和2年 7月豪雨

熊本県人吉市 球磨川破堤



令和元年 台風19号



1. 風水害による被害の頻発

平成30年 7月豪雨

岡山市東区 平島



平成30年 7月豪雨

岡山市東区 平島



H29年7月九州北部豪雨



大分県日田市小野地区 斜面崩壊

H28年8月 台風10号



岩手県岩泉町 小本川

2. 避難確保計画作成の義務化

○要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

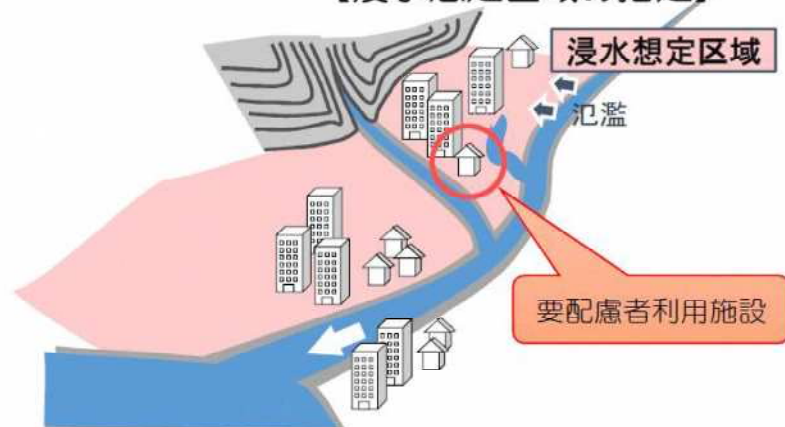
- ・水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成・訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表される場合があります。
- ・令和2年1月1日時点での要配慮者利用施設（77,964施設）のうち、計画作成済施設は37,659施設（約48.3%）です。
- ・国土交通省は、2021年（令和3年）迄に作成率を100%とし、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

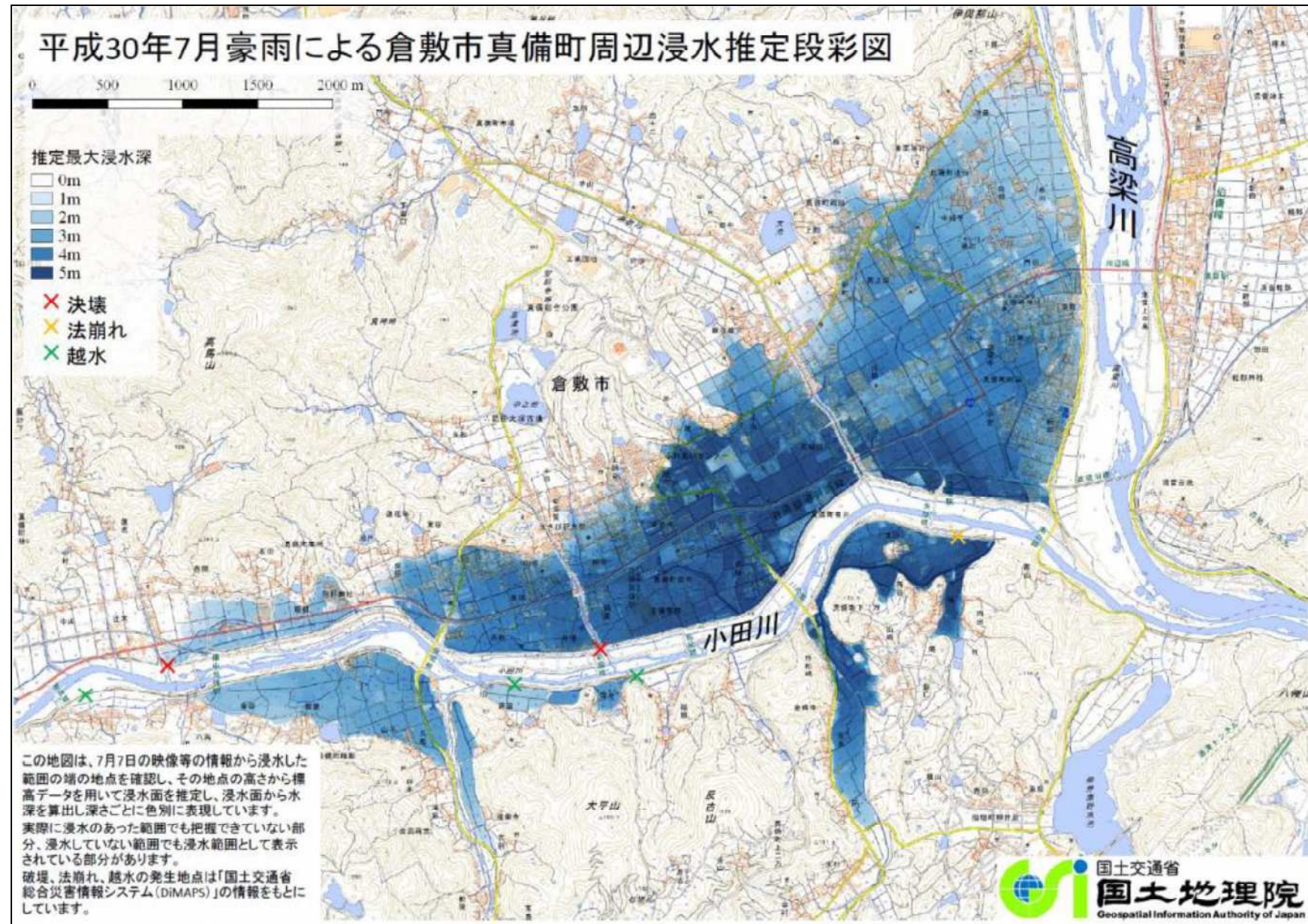
【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

3. 避難確保計画の作成と訓練の必要性

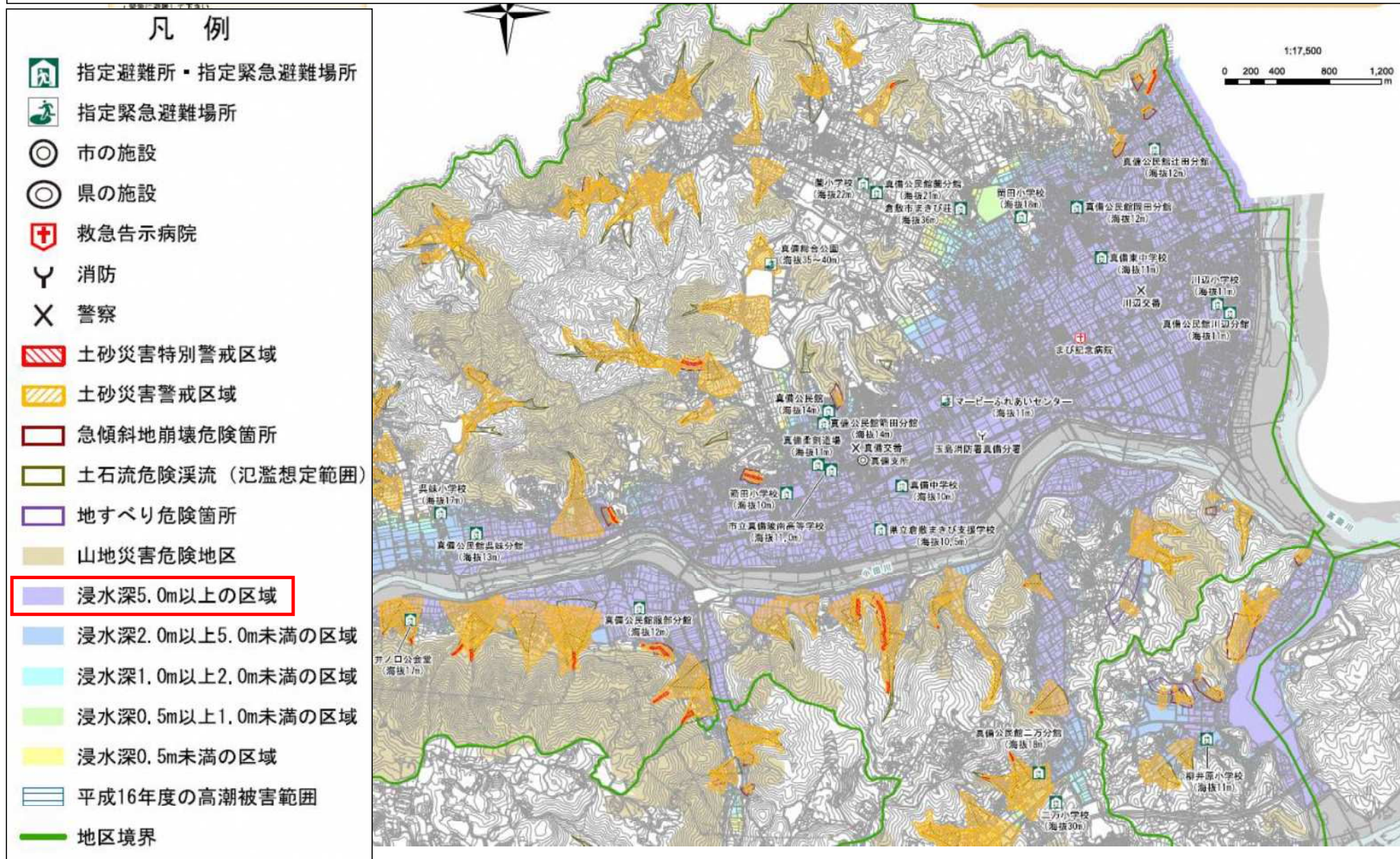
■H30年7月豪雨(西日本豪雨)で甚大な被害を受けた倉敷市真備町について、当時の映像記録等から浸水していたと考えられる範囲と浸水深を整理した結果が下図です。



3. 避難確保計画の作成と訓練の必要性

■倉敷市では、H29年2月に洪水ハザードマップを作成し、公表していました。

■ハザードマップでは、広い範囲で浸水深が5.0m以上となる可能性が示されていました。



3. 避難確保計画の作成と訓練の必要性

- 西日本豪雨で浸水した範囲とハザードマップの範囲は、ほぼ一致する結果となりました。
- 災害リスクを「知っている」ことが、実際の避難行動になかなか繋がらないことが課題となっています。

□ : ハザードマップで公表されていた浸水範囲

西日本豪雨時に浸水していたと考えられる範囲と浸水深



- 避難確保計画を作る（その時について考えてみる）ことが必要です。
- さらに作った計画を活かし、災害に備える取組の継続が大切です。

*講習会資料について

■岡山市HP ホーム > くらしの情報 > 防災・災害支援 > 防災情報 > 水防 > 水防法に基づく申出について

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004589.html>

要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練は義務です



避難確保計画

検索

浸水被害が発生した場合、要配慮者利用施設では利用者の避難に多くの時間を要するところがあることから、深刻な被害が発生するおそれがあります。このような状況を踏まえ、平成29年6月の「水防法」および「土砂災害防止法」の改正では要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、避難確保計画及びこれに基づく避難訓練の実施を努力義務から義務に改められました。

要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会について

令和6年度講習会スケジュール

- 第1回 日時:令和6年11月18日(月曜日)9時30分～11時30分(受付9時)
- 第2回 日時:令和6年12月17日(火曜日)9時30分～11時30分(受付9時)
- 第3回 日時:令和7年 1月27日(月曜日)9時30分～11時30分(受付9時)
- 第4回 日時:令和7年 2月21日(金曜日)14時～16時(受付13時30分)

開催場所

会場 :岡山市役所 本庁舎7階 大会議室

令和6年度講習会資料

今年度の講習会に使用する資料です。

事前に「(1)講習会資料」及び該当する「(2)避難確保計画様式」、「(3)避難確保計画チェックリスト」を印刷して、ご参加ください。

※講習会資料はただいま準備中です。アップロードまでしばらくお待ちください。

(2)避難確保計画様式

- [【医療\(1\)】避難確保計画様式\(岡山市に提出が必要\)\(ワード形式、863.05KB\)](#)
- [【医療\(2\)】避難確保計画様式\(各施設保管用\)\(ワード形式、863.86KB\)](#)
- [【学校\(1\)】避難確保計画様式\(岡山市に提出が必要\)\(ワード形式、888.84KB\)](#)
- [【学校\(2\)】避難確保計画様式\(各施設保管用\)\(ワード形式、896.46KB\)](#)
- [【社会福祉\(1\)】避難確保計画様式\(岡山市に提出が必要\)\(ワード形式、893.89KB\)](#)
- [【社会福祉\(2\)】避難確保計画様式\(各施設保管用\)\(ワード形式、153.25KB\)](#)

(3)避難確保計画チェックリスト

- [【社会福祉\(3\)】チェックリスト\(ワード形式、25.76KB\)](#)
- [【医療\(3\)】チェックリスト\(ワード形式、26.66KB\)](#)

●今日の講習会について

命を守る

利用者のために
利用者の家族のために
職員の皆さんのために
皆さんの家族のために

●防災のポイント

- ① 知る : 「起きる災害」、「地域・場所」、「自分達」
- ② 備える : 「普段から」、「迫った時」
- ③ 行動する : 「その時に、さっと」

●講習会のポイント

- ①様式への記入を中心に進めます。
- ②防災に関する専門的な解説は控えめにします。
- ③避難の判断材料や考え方を提示(参考)します。

＊避難確保計画の様式【洪水】

◆自衛水防組織を設置しない場合

	項 目	様式等	ページ
1	計画の目的・報告	様式 1	1
2	施設の概要	様式 1	1
3	施設が有する災害リスク	様式 1	1
4	防災体制（活動体制）	様式 2	2～5
5	情報収集・伝達	様式 3	6～7
6	避難誘導	様式 4	8
—	避難先までの避難経路図	別紙 1	9
—	施設建物内の避難経路図	別紙 2	10
7	避難に必要な設備の整備	様式 5	11
8	避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式 5	12
9	防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式 6	13
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式 8	15
12	緊急連絡網	様式 9	16
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式 10	17
14	対応別避難誘導一覧表	様式 11	18
15	防災体制一覧表	様式 12	19

避難確保計画は、全ての要素（様式）を検討・作成することを基本と考えて下さい。

計画作成後、市に提出する様式

【様式 1～6】、【別紙 1】

※様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出

個人情報等が含まれるため、

市へ提出しない様式

（ただし、作成の上、施設にて管理）

*避難確保計画の様式

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名： 】

【住 所： 】

令和 年 月 作成

記入する箇所をピンク色の着色
で示しています

対象災害：水害（洪水）
~~土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）~~

【施設名： 】

【住 所： 】

令和 年 月 作成

対象災害：水害（洪水）

【施設名： 】

【住 所： 】

令和 年 月 作成

●避難確保計画の作成

●避難確保計画の項目

1.計画の目的・報告

2.施設の概要

3.施設が有する災害リスク

4.防災体制

5.情報収集

6.避難誘導

避難先までの避難経路図（別紙1）

施設建物内の避難経路図（別紙2）

7.避難に必要な設備の整備

8.避難に必要な装備品や備蓄品の整備

9.防災教育及び訓練の実施に関する事項